

確 約 書

年 月 日

忠岡町長 様

(申請者) 所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印

印

補装具業者の登録申請を行うにあたり、障がい者等の人権及び意思を尊重し、障がい者等の立場に立った補装具の販売、貸与又は修理に努めることはもちろん、関係法令、通達、及び本町要綱等を遵守するとともに、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(補装具の販売等)

- 第1条 忠岡町の発行する補装具費支給券の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者と補装具の販売、貸与又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売、貸与又は修理を行うこと。
- 2 障がい者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしないこと。

(補装具費の代理受領)

- 第2条 販売、貸与又は修理を行った補装具について、障がい者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、障がい者等から忠岡町補装具支給券に記載した受給者又は扶養義務者が支払うべき額の支払を受けること。
- 2 補装具の販売、貸与又は修理に要した費用につき、前項の受給者又は扶養義務者が支払うべき額の支払を受ける際、当該支払をした障がい者等に対し、領収証を交付すること。

(請求)

- 第3条 補装具を納品する際には、障がい者等に補装具費支給券の委任者氏名、委任者印、受領年月日、受領印を記入押印させ、忠岡町に対して当該補装具費を請求する際は、請求書に忠岡町補装具費支給券を添えて請求すること。

(変更等の届出)

- 第4条 登録している名称若しくは所在地その他の事項に変更があった場合又は当該事業を廃止若しくは休止する場合は、速やかに忠岡町に対し届け出ること。

(不正利得の徴収等)

- 第5条 偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、忠岡町からの当該支給額の全部又は一部の返還の求めに応じること。

(指導・調査等)

- 第6条 補装具の支給に関する障がい者等や関係者からの意見及び苦情に関して行う調査に協力し、調査の結果として忠岡町が必要に応じて行う助言又は指導に従い、必要な改善を行うこと。

2 関係法令等の遵守事項に違反し、町長から指導を受けたときは、直ちに是正すること。

(登録の取消等)

第7条 町長が定める要綱に規定する要件に該当し、補装具業者の登録を取り消された場合、これについて異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

第8条 障がい者等からの苦情又は相談があった場合、障がい者等から状況の聞き取りを行い、事情の確認を行うこと。なお、苦情については、障がい者等の立場を尊重しながら事実関係の確認を慎重に行い、円滑かつ迅速に対応すること。

2 事業所において対応できない事項については、忠岡町の担当課と協議すること。

(賠償責任)

第9条 事業者の責めに帰すべき事由により、障がい者等に損害を与えた場合には、その責任の範囲において、その損害を賠償すること。

(関係帳簿等の保存)

第10条 この登録による帳簿及び関係書類を5年間保存すること。

(秘密保持)

第11条 事業所の職員は、業務上知り得た障がい者等、その家族その他の関係者の秘密を保持すること。また、職員でなくなった後においても同様とする。

(登録期間)

第12条 登録の有効期間は、忠岡町補装具業者登録通知書に記載のある登録年月日から、その登録年月日の属する年度末までとすること。

(登録の更新)

第13条 登録の有効期間満了日の1か月前までに当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間登録を更新したものとみなし、その後も同様とすること。

以上